

奈良県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和八年二月二十日

奈良県知事 山下 真

介護機関の名称又は氏名	加藤歯科
介護機関の所在地又は住所	五條市野原西一丁目六一二
施設又は居宅サービスの種類	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーション
指定年月日	令和八年一月二十日